

国際共同研究事業 令和3(2021)年度実施報告書

令和4年4月21日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

[日本側代表者所属機関・部局]
京都大学大学院法学研究科
[職・氏名]
教授・西谷祐子
[課題番号]
JPJSJRP 20211702

1. プログラム名 英国との国際共同研究プログラム(JRP-LEAD with UKRI)

2. 研究課題名

(和文) コロナ禍と法の役割——社会的弱者のための保護と復興

(英文) Covid19 and the Law - Protection and Recovery for Vulnerable Groups

3. 共同研究実施期間

令和 3 年 12 月 1 日 ~ 令和 6 年 11 月 30 日 (3 年 0 ヶ月)

4. 相手国側代表者(所属機関名・職名・氏名【全て英文】)

British Institute of International and Comparative Law (BIICL), Centre for Comparative Law
•Director•Eva Lein

5. 当該年度実施状況

- ・当該年度実施計画書の「当該年度実施計画の概要」の内容と対応させつつ、当該年度の実施状況を簡潔に記載してください。再委託又は共同実施を行った場合は、それぞれの実施状況がわかるように記載してください。
- ・当該年度又は前年度(複数年契約を締結し繰越を行った場合)の各費目における増減が研究経費総額の 50% (この額が 300 万円を超えない場合は 300 万円)に相当する額を超えた場合は、その理由と費目の内訳を変更しても計画の遂行に支障がないと考えた理由を記載してください。

本研究課題は、ポスト・コロナ社会の再構築のために、特に労働者や貧困層、移民・難民、女性や子どもなどの社会的弱者に焦点を当てて、日英のほか欧州各国との比較法を踏まえ、社会学・心理学・経済学の視点を取り入れながら国際的な学際共同研究を行うことを目的としている。日本側は西谷祐子教授が、英国側はエファ・ライン教授が、研究全体を総括し、5つのクラスター(①契約及び紛争処理, ②消費者保護及び倒産, ③ビジネスと人権, ④家族, ⑤移民政策)に分けて相互に情報提供や意見交換を行うことで、各々共同研究を推進し、日英双方の若手研究者や大学院生も交えてセミナーやワークショップを開催する予定である。

令和3年度においては、日本側のプロジェクトのスタートが令和3年12月1日、英国側のプロジェクトのスタートが令和4年2月1日であったため、実質的な活動期間は限られていたが、まずは今後の具体的な研究計画を立て、役割分担のあり方を明確にするために、電子メール、及びウェブ会議及び国内での対面の会議を利用して意見交換を行い、連携して国際的な学際共同研究を進めるための準備を行った。具体的には、まず①契約法に関する各国法制の調査を行い、コロナ禍への対応に関する文献を渉猟すること、また各国判例を調査し、各法制の特徴や運用上の相違点に着目しつつ研究を進めることで合意した。そして、日本側は、日本の契約法を中心に、英国側は英独仏のほかスイスの法を中心に調査を進め、各国の特徴を探ることとし、少しずつ調査を進めた。また、③ビジネスと人権についても日英双方の研究者が各々研究を進めた。特に2022年2月23日には、欧州委員会がEU指令提案を公表し、具体的な法制化作業が進むことが見えてきたため、ドイツ、フランス、スイス等の既存の立法と比較研究を進めた。また、日本のユニクロ事件(2021年初めにユニクロ・シャツが新疆ウイグル綿花使用を理由に米国当局に輸入を禁止された事件)や米中貿易戦争の動向も見極めつつ、企業のデュー・ディリジェンスを実現する方策について、多角的な視点から研究を進めた。そのほか④家族及び⑤移民政策との関係でも、コロナ禍の下での家族生活の保障の在り方及び移民保護の必要性について、鈴木江里子編著『アンダーコロナの移民たち』(明石書店、2021年)などを中心に、日本の現状と移民政策の構築に向けた課題を確認し、検討作業を行った。

日本側の参加者は、共同して作業を進めるにあたって、できる限り対面で話し合い、資料や情報を共有するため、東京及び京都で複数回、会合をもつことを予定していた。また、可能であれば日本側から欧州に渡航し、先方と直接意見交換を行う機会も設ける予定であった。しかし、欧州でも日本でもコロナ禍が再び蔓延することとなり、対面で予定していた国内での意見交換や欧州への渡航は、断念せざるを得なかった。それに伴い、本研究課題への参加者は、各々独立して、コロナ禍の影響と社会的弱者保護のための法的枠組みについて少しずつ研究を進めたものの、備品を購入したり、必要な文献・判例を渉猟かつ精査して必要な書籍を発注したりするなど、共同研究を進めるのに必要な作業を十分に行うことができなかった。むしろ令和3年度分の予算を繰り越すことで、令和4年度に実質的な活動が可能になり、日本国内又は英国等で対面での意見交換を行えるようになってから、旅費・物品費等の支出に資金を充てるのが相当であると思われた。実際にも、コロナ禍の安定化とともに、2022年5月には日本側参加者が英国に渡航する目途も立っている。以上の理由から、3,556,659円を令和4年度への繰越し分として計上している。

7. 研究発表(当該年度において本共同研究の一環として本事業による支援を受けたことを明示して発表したものについて記載してください)

[雑誌論文] 計(2)件 うち査読付論文 計(2)件

通番	共著の有無*1	著者名、論文標題等*2
1		Yuko Nishitani (with Mika Aotake), “Significance and Limitation of the State Intervention into Family Relationships in Japan — Interaction between the Public and Private for Child Protection —”, in: Arkadiusz Wudarski (ed.), <i>Staatliche Eingriffsbefugnisse in das Familienleben: Kindeswohl im Spannungsverhältnis zwischen Staat und Familie</i> (forthcoming 2022).
2		Yuko Nishitani, “‘Business and Human Rights’ in Global and Asian Perspectives”, in: <i>30th Anniversary of the Japan Association of International Economic Law</i> (Routledge, forthcoming 2022).
3		

[学会発表] 計(0)件 うち招待講演 計()件

通番	共著の有無*1	発表者名、発表標題等*2
1		
2		

[図書] 計(0)件

通番	共著の有無*1	著者名、著書名等*2
1		該当なし

*1 相手国側参加者との共著(共同発表)がある場合は○と記入。

*2 当該発表等を同定するに十分な情報を記載すること。例えば学術論文の場合は、著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年(西暦)、最初と最後の頁、掲載論文の DOI、学会発表の場合は発表者名、発表標題、学会等名、発表年(西暦)、発表地(国名、国外開催の場合のみ)、図書の場合は著者名、著書名、出版社名、発行年(西暦)、総ページ数、ISBN、など(順番は入れ替わってもよい)。相手国側参加者との共著となる場合は、著者名が複数であっても省略せず、その氏名を記入し下線を付すこと。

*3 足りない場合は適宜行を追加すること。

8. 本事業による産業財産権の出願・取得状況(当該年度に出願又は取得したもの)

[出願] 計(0)件

通番	産業財産権の名称、発明者、権利者、産業財産権の種類、番号、出願年、国内・外国の別
1	該当なし

[取得] 計(0)件

通番	産業財産権の名称、発明者、権利者、産業財産権の種類、番号、取得年、国内・外国の別
2	該当なし

* 必要に応じて、欄を追加してください。